

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案について

1 条例改正の趣旨

需用費に係る不適切な事務処理に関する責任を明確にするため、知事及び副知事の平成 21 年 4 月に支給されるべき給料を減額しようとするもの。

2 条例案の内容

給料の減額内容を、知事にあっては 30% (1ヶ月)、副知事にあっては 20% (1ヶ月)の減額とし、これに伴い、既に実施中の財政難に伴う給料の減額措置と併せた結果として、知事及び副知事の平成 21 年 4 月に支給されるべき給料を、知事にあっては月額 620,000 円、副知事にあっては月額 624,000 円とすること。

	条例本則による給料月額	(財政難に伴う減額措置) 平成 20 年 4 月から 平成 23 年 3 月まで	(今回の減額措置) 平成 21 年 4 月分給料
知事	1,240,000 円	20%の減額 (992,000 円)	<b>減額割合を 30%加重し、 条例本則から 50%の減額 (620,000 円)</b>
副知事	960,000 円	15%の減額 (816,000 円)	<b>減額割合を 20%加重し、 条例本則から 35%の減額 (624,000 円)</b>